

議案第 1 号 都市行財政制度について

1. 地方の発意に根ざした地方分権改革を進め、一層の権限移譲を図るとともに、権限移譲にあたっては、地方の担うべき事務と責任とに見合った地方税財政制度の再構築を図り、真の改革を強力に推進すること。
R5秋～90（京1）
2. 地方版総合戦略を着実に実行するため、デジタル田園都市国家構想交付金については、自治体の実情に応じた自由度が高く、使いやすい制度とするとともに、地方の創意工夫・意見が十分に発揮されるよう必要かつ安定的な財源を確保すること。
R5秋～122（和1）
3. 地方財政の運営に支障が生じないよう次の措置を講じること。
 - (1) エネルギー価格・資源高騰をはじめとした物価の上昇や物価高騰対策、及び人件費の引き上げに伴う行政コストの増大等に対する適切な財政措置の実施に加え、国と地方の事務配分を踏まえ、国から地方への更なる税源移譲と地域間の税源の偏在性の是正に努め、地方一般財源の充実確保を図ること。また、自治体の光熱費高騰対策に充当可能とするなど、地方創生臨時交付金の拡充を行うこと。
R5秋～90（京36、大1、和2）
 - (2) 地方創生に向けた取組や年々増大する社会保障経費、とりわけ少子化対策経費、新たな感染症発生への備え等の財政需要を的確に反映させるなど、地方財政計画の適正化を図った上で、地域社会に必要な不可欠な行政サービスを提供するための地方固有の財源として、全ての自治体が安定的な財政運営を行えるよう、法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を継続し、地方交付税総額の安定確保を図ること。また、国が主導する施策については、その財源手当てを特別交付税によることなく確実に措置すること。
R5秋～90（京1、大1）
4. 災害拠点病院・第2種感染症指定医療機関等として持続可能な医療提供機能を十分発揮できる新病院の建設における物価高騰に伴う工事費用の高騰を踏まえ、更なる財政支援の拡充を図ること。
R5秋（和3）
5. ゴルフ場利用税(交付金)は、ゴルフ場関連道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在市町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも貴重な財源となっておりことから現行制度を存続・堅持すること。
R5秋～H27秋（奈2）
6. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、現行の最大約9割の軽減効果を維持した上で、税額控除特例措置の適用期間の延長又は恒久措置化を図ること。
R5秋（奈3、和4）
7. 社会保障・税番号制度の確実な運用のため情報提供ネットワークシステムの継続的なセキュリティの確保など、システム改修等の経費を含め必要な財政措置を講じること。また、マイナンバーカードの安全性・利便性向上等、確実な普及に向けた周知を行うとともに、普及と利活用の促進に係る体制構築及び十分な財政措置を講じること。特に、マイナンバーカードの更新等の事務の安全性を確保した上で、来庁前提の手続きの見直しなど効率化を図ること。加えて、健康保険証との一体化(保険証の廃止)に向けて、円滑な移行を図るための対策を講じること。
R5秋～H26秋・119～117（京2、和5）
8. 地域経済循環創造事業交付金の地方負担について、平成27年度までと同様に国においての100%の支援と補助額の上限を増額すること。
R5秋～124（奈4）
9. 地域手当については、国の支給基準が各地域の実情を必ずしも踏まえられていないことをはじめ同手当の支給格差が給与の差となり、非支給地においては、職員の新規採用における優秀な人材の確保や入職後の人材の流出に影響があることが否めず、自治体運営・地方創生を推進する上でも大きな課題となっている。一方、介護保険や保育所の公定価格等では、囲まれルールにより地域単価の均衡が図られているにもかかわらず、地域手当の支給率において依然格差が生じていることが地域の格差と捉えられることとなっている。こうした中、令和5年8月7日の人事院勧告において、「地域手当に関しては、市町村単位で細かく水準差が生じていることに対して不均衡であるといっ

た意見をはじめ、様々な指摘がある。このため、最新の民間賃金の反映と併せ、級地区分の設定を広域化するなど大きくくりな調整方法に見直すこと」と、令和6年に向けた給与制度の措置を検討する事項として記載されたところである。ついては、地域の「地方創生」を担う有能な人材を確保する観点からも、支給地域の決定に当たっては、生活圈や経済圏を考慮した広域化による級地区分を設定するとともに、勧告を踏まえた見直しを早期に実施すること。 **R5秋～122（滋1、京1、奈5）**

10. 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」について、対象事業に放課後児童健全育成事業を行う施設を追加すること。 **R5秋～124・H28秋・123（奈6）**

11. 庁舎建設に係る地方債について、公共施設等適正管理推進事業債に令和2年度まで用意されていた市町村役場機能緊急保全事業債と同様の措置を講じるなど、より充実した地方債制度を確立すること。 **R5秋～125（奈7）**

12. マイナンバーカードの電子証明書について、有効期間をマイナンバーカードと同一期間とすること。不可能な場合は、電子証明書の更新や暗証番号の再設定等に際し、窓口の混雑等により混乱を来さないようオンライン化等来庁不要での手続きとすること。また、マイナンバーカードの更新についても来庁不要で全ての手続きが完了できるようにすること。さらに、マイナンバーカードの追記欄について余白増補等の運用改善を図ること。加えて、令和6年度以降も引き続き必要な経費については、全額が事務費補助金等国庫負担による財政措置が図られるよう十分な財源を確保すること。 **R5秋～125（兵1）**

13. 国のリーダーシップの下、「自治体DX推進計画」に基づき、検討されているデジタル化、ワンストップ、ワンスオンリー施策及びセキュリティ対策等について具体的な内容を提示した上で、必要な財政措置等、適切な支援策を継続すること。また、自治体情報システムの標準化にあたりガバメントクラウドへの移行に必要な準備経費（標準化に係る経費含む。）、システム移行経費の補助対象に、移行完了までに必要な全ての経費を含め、市町村の負担が生じないよう財政措置を講じるとともに、各自治体の実情に合わせた柔軟なアドオン機能の実装、令和7年度末までとなっている移行期限についての柔軟な対応など、個別の事情に合わせた適切な移行支援を行うこと。加えて都市自治体が円滑に移行できるよう情報提供を行い、現在のスケジュールについても見直しを図ること。さらに、移行後のガバメントクラウドに係る利用料の低廉化を進めるなど、ランニング費用への適切な財政措置を図り、自治体の負担を軽減すること。 **R5秋～128（京3、奈59、和6、兵1）**

14. 国に事前登録された公金受取口座は、法令等で定められた公的給付に限り行政機関の長等が利用できることとされていることから、自治体の独自施策として補助金や給付金等を振り込む際にもこの公金受取口座を活用できるよう、利用拡大に向けた関係法令等の改正を行うこと。また、従来から自治体の事務負担が大きい給付方法及び照会事務についても、迅速なデジタル給付の実現及び職員の事務軽減を図るため、国が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業で提供を予定しているマイナンバーカードを活用した給付支援サービス（ファストパス）を市町村独自事務でも活用できるよう基盤整備を行うとともに、無償もしくは安価で活用できる手立てを講じること。また今般、マイナンバーカードに係る諸手続の問題が相次いだことを受け、各省庁、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制や、誤った情報紐づけの防止を担保する制度・システムの構築、技術的対策の検討等に取り組むこと。 **R5秋～129（滋2、京3）**

15. 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、財政力の弱い市町村が実情に応じて継続的なDXに取り組んでいけるよう、① 国の施策方針や支援策について余裕を持ったスケジュールで分かりやすい形での情報提供、② 恒久的で十分な財政措置、③ 自治体職員の知識、能力、経験の向上につながる人材育成での支援、④ 地域デジタル社会推進費の普通交付税措置の延長、⑤ 地域デジタル化に伴うデジタルデバйд対策、⑥ 情報システム共同利用に向けた支援 を講じること。 **R5秋～129（奈8）**

16. 戸籍における氏名の振り仮名の職権記載及び通知に係る市町村長が実施すべき事務について、国において共通手順書や通知等の標準様式を早急に示し、併せて全国共通のコールセンターを設置するなどの事務支援を行うこと。また、市町村が負担する戸籍情報システムの機能追加に要する経費及び事務に係る経費について、財政支援を行うこと。 **新規（京3、和5、兵1）**

17. 安定した税収確保の観点から、住民税の減収とならないよう、ふるさと納税制度の抜本的な見直しを行うこと。また、ふるさと納税ワンストップ特例制度によって自治体が負担している所得税控除分を、地方特例交付金により全額補填すること。**新規（奈60）**
18. 地方自治法第138条の4第3項を改正し、地方公共団体が規則、規程又は要綱により、特別の事項を調査・審議する機関を設置できるようにすること。**新規（奈61）**
19. ふるさと納税制度において、都市部から遠隔地に有る市町村は、送料が大きな負担となっているため、募集経費を含み寄附金額の5割以下とされているふるさと納税返礼品基準より、送料分を基準枠外とすること。**新規（和4）**
20. 公金支出に係り発生する手数料に対し、財政的支援策を講じること。また、今後拡大する公金収納等事務に係る経費についても同様に支援策を講じること。**新規（和7）**
21. 会計年度任用職員の処遇改善のため、地方財源を確保すること。**新規（和8）**
22. 大規模な自然災害に起因する市町村税の減免を決定した場合、その減収額に対する財源措置を講じること。**新規（和9）**
23. 有権者の利便性向上や選挙事務の効率化に資するとともに、現在の社会情勢等に即した選挙制度となるよう、次のとおり、公職選挙法等の改正を図ること。**新規（兵20）**
- (1) 各種選挙におけるインターネット投票の早期実現に向けた法改正等の検討を加速化すること。**新規（兵20）**
- (2) 公職選挙法において、期日前投票所周辺での選挙運動を制限する規定を設けること。
- (3) 時代に適した選挙公報のあり方について検討を加速すること。**新規（兵20）**
- (4) 選挙におけるビラ頒布及び通常葉書の枚数について、国が法令等により地方公共団体の規模に応じて適切な枚数を基準として示した上で、各地方公共団体が枚数を条例等において規定できるようにすること。**新規（兵20）**
- (5) 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の対象を拡大すること。**新規（兵20）**

議案第2号 保健医療・社会保険制度の改革等の推進について

1. 医療保険制度の改革に当たっては、給付と負担の公平を確保し、安定的で持続可能な制度となるよう、国の責任において全ての国民を対象とする制度への一本化を図ること。また、年々1人あたりの医療費が増加する一方、所得水準が低く被保険者の保険料の負担が大きいという構造的な課題を抱える国民健康保険について、国による更なる公費投入を拡充すること。併せて、事業費納付金について、前期高齢者交付金の精算による影響や、各市町村の被保険者数や所得が推計値と大きく乖離するなど、各市町村の責めに帰さず財源不足が生じる場合、各市町村の負担が生じないよう、国及び都道府県の責任で財政措置を講じること。さらには、今後ますます進展していく少子高齢化や医療技術の進歩による医療費増嵩に対応し、医療政策及び医療保険制度の将来像をしっかりと国民に示すとともに丁寧な説明を行うこと。**R5秋～90（京4、大4、和10）**

2. 国民健康保険制度の新たな制度下において次の措置を講じること。

- (1) 制度改正に伴うシステムの改修等に係る経費について、保険者及び被保険者に負担が生じないよう、実際の所要額に即した十分な財政措置を講じること。また、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化への移行・導入については、既に国保事務の標準としてある市町村事務処理標準システムからの移行団体によらず、全ての市町村を平等に支援し、システム移行の十分な検討期間を確保するとともに、必要額は国が全額措置すること。さらに、国保総合システムの次期更改及び運用に係る経費については、市町村や被保険者に追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。**R5秋～111・104～103（京4、和11）**
- (2) 各種医療費助成制度等、市町村単独事業の実施に伴う療養給付費等国庫負担金の減額措置について、子ども医療費助成に係る減額措置の廃止に留まらず、全ての市町村単独事業実施に係る減額措置を廃止すること。**R5秋～111（京4、奈9、和11、兵2）**
- (3) 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度については、軽減割合及び対象年齢を拡充し、国の責任において必要な財政措置を講じ、もしくは同均等割保険料を廃止すること。**R5秋～126（京4、奈10、和11、兵2）**
- (4) 保険基盤安定制度の更なる充実・強化を図るなど、利用者負担の軽減策を抜本的に検討し、中低所得者層に対する負担軽減策を拡充すること。また産前産後保険料減免については、全額国の責任において財政措置を講じること。**R5秋～116（京4、和11）**
- (5) 特定健診・保健指導負担金を実施に見合った基準単価に見直すとともに、市町村が地域の実態に合わせて実施している追加検査項目を補助基準に加えること。さらに、人間ドック受診分を特定健診受診とみなす場合、特定検査項目の充足をもって補助対象に含められるようにすること。**R5秋～121（和11、兵2）**
- (6) 国保財政の健全化及び保険料負担の平準化のため、国保財政安定化支援事業を恒久化し、拡充するよう必要な財源を措置すること。**R5秋～124（兵2）**
- (7) 厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、引き続き国費3,400億円の追加投入を確実に継続するとともに、保険者に過度の負担が生じないよう保険者の意見を十分聴取すること。また、医療費の増加に確実に対応できるよう、定率負担金等、新たな公費の投入など国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。さらに、国からの確定係数に基づく納付金額の提示時期を早めること。**R5秋～124（和11、兵2）**
- (8) 保険者努力支援制度について、保険料収納率向上の取組の実施状況に係る達成基準に関して、被保険者数による区分をよりきめ細かく設定するなど適切に市町規模別の評価を行うとともに、実績や取組についてきめ細やかな評価が行われる制度となるよう見直すこと。また、特定健診・特定保健指導の実施率等に導入されたマイナス点方式を止めること。**R5秋～R2秋（兵2）**
- (9) 市町村の一般会計からの法定外繰入金や繰上充用を解消するための支援策を講じるとともに、国庫負担割合の引上げ及び算定方法の見直しなどの財政基盤の拡充・強化について、実効性のある措置を講じること。さらに、国民健康保険法に負担割合が明示されている府県支出金について、国の責任において負担割合を引き上げること。**R5秋～H29秋（奈11、兵2）**
- (10) 療養費（柔道整復・あん摩マッサージ・はりきゅう）の不正請求防止対策を講じるとともに、資格取得の厳格化を図ること。**R5秋～R2秋・125～121（奈12）**
- (11) オンライン資格確認システム導入後の診療報酬改定に伴い、被保険者医療費の負担増及び負担の不公平が生じないよう、診療報酬の公平性の確保のため、診療点数の見直しもしくは加算の廃止を図ること。**R5秋（和11）**
- (12) 大規模自然災害により災害救助法の適用を受けた被災地における保険料（税）の減免や一部負担

金の免除等について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、国民健康保険の特別調整交付金の算定基準見直しを図ること。**5秋（和11）**

3. 後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、次の措置を講じること。

(1) 後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、被保険者の負担増にならないよう、定率国庫負担割合の引上げ及び財政安定化基金を活用できる仕組みの恒久化など、保険料の上昇を抑制する措置を講じるとともに、引き続き国の責任において財政措置を講じること。**R5秋～112（京4、和12）**

(2) 後期高齢者医療制度について、持続可能で分かりやすく安定した制度とするとともに、標準準拠システム移行に係る費用及び運用による利用料、並びに制度改正に伴う市町村システム改修等に要する費用に対して十分な財政措置を講じること。**R5秋～112（和12）**

(3) 令和4年10月1日から後期高齢者医療の窓口負担割合が2割となった者の窓口負担を抑える配慮措置について、施行後3年間で段階的な縮小措置を講じること。**R5秋～128（京4）**

(4) 後期高齢者医療保険料の特別徴収について、年齢到達月から開始されるよう見直すこと。

R5秋～128（京4）

4. 介護保険制度については、国の責任において保険制度として長期的に安定した運営を行うため、将来にわたって自治体の財政負担が過重とならないよう、国庫負担割合を引き上げるなど、必要な財政措置を講じるとともに、介護保険制度の円滑な運営に必要な支援を図ること。また、次の項目について特段の措置を講じること。**R5秋～90（京5、奈62、和13）**

(1) 介護保険料の上昇を緩和するため、国費による財政措置を講じること。また、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置も含めて総合的かつ統一的な対策を講じること。さらに、第1号被保険者の保険料の負担割合の見直しを図ること。

R5秋～115（京5、奈62、和13）

(2) 介護保険制度における第1号被保険者の保険料や高額介護サービス費の算定方法については、世帯概念を用いている方式を改め、本人の所得のみを基準とした方式に改めること。また、補足給付に関する資産要件については、より簡素で公平性が担保できるよう制度の見直しを図ること。

R5秋～115（奈13、和13）

(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、より多くの事業者が参入しやすい環境を整え、普及促進を図るとともに、地域の実情に応じた介護報酬単価の見直しを行うこと。**R5秋～118（京5）**

(4) 施設などの介護基盤の恒久的な整備支援策を講じるとともに、介護現場における慢性的な人材不足の改善のため、介護支援専門員を含む介護従事者の更なる処遇改善等、抜本的な人材不足対策を恒久的な制度として構築し、国において必要な財源を確保すること。また、山村振興地域等における介護職員確保のための補助金の新設等を図ること。**R5秋～118（京5、和13）**

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業の普及に伴い自治体の財政や事務の負担が増大しており、国の責任において負担軽減に向けた措置を講じるとともに、地域支援事業の実施に係る上限額を撤廃し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。**R5秋～121（京5、和13）**

(6) 介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、簡素で明快な報酬体系を構築し、自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した適切な報酬の評価・設定を行うこと。併せて、保険料や利用者負担等に影響を及ぼす突発的な介護報酬改定を行わないこと。

R5秋～127（京5）

(7) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。なお、システム改修の支援については、事業費の実額を補助対象基準とし、補助率も拡大すること。また、制度改正に当たっては、自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組む等、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。加えて、被保険者の負担と給付のバランスに大きく影響することから、拙速な結論は避け、慎重を期すこと。**R5秋～H26秋（京5、奈14、和13）**

(8) 入所系施設の充足度の高い市町村（保険者）の介護保険料上昇の是正措置を行うこと。また、在宅介護サービスを目的とした高齢者向け集合住宅の増加に伴い、その所在自治体の負担が増大しないよう、これらについても住所地特例を適用すること。さらに認知症対応型共同生活介護についても住所地特例施設とすること。**R5秋～126・H30秋（奈15・16・63）**

(9) 介護給付費負担金25%（施設等分は20%）とし、別枠で調整交付金（5%）の財源を確保すること。

R5秋～126（奈62、和13）

(10) 介護保険法施行令第40条を改正し、介護保険料特別徴収の対象となる年金に老齢厚生年金を追加すること。**R5秋～127（奈17）**

- (11) 介護保険法施行規則第170条を改正し、介護保険の適用除外対象者に長期入院患者で退院の見込みがないと医師が判断したものを追加すること。 **R5秋～128（奈18）**
- (12) 保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金については、中長期的な視点で事業実施するための安定的な財源として見込めるよう、適切な措置を講じること。 **R5秋～127（京5）**
- (13) 人工透析を要する要介護高齢者の特別養護老人ホームへの受入促進に伴う介護報酬の見直しを図ること。 **R5秋・130（和13）**
- (14) 介護報酬に係る地域区分について、経済・生活環境が一体的であるにもかかわらず当該区分が不均衡となり、行政間の報酬格差が生じている地域があることから、近接・近隣市における格差が発生しないよう、級地の見直しを行うこと。 **R5秋（京5）**
- (15) 介護保険における要介護認定の際の主治医意見書作成料の新規、継続の費用区分について明確な判断基準を示すこと。 **新規（奈64）**
- (16) 介護保険法施行令附則第23条の特例措置を令和6年度分以後も継続するか、保険料段階の所得基準を見直すこと。 **新規（京5）**
5. 市町村が行う予防接種について、円滑にかつ安定的に実施できるよう、国の責任において財源を確保すること。また、次の項目については、特段の措置を講じること。
- (1) おたふくかぜワクチン・带状疱疹ワクチンを定期接種として位置付けるとともに、その実現までの間、経済的負担軽減のための補助制度の創設と安全性の高いワクチンの安定供給を図ること。加えて、速やかな定期接種化が困難な場合は、国庫負担による任意接種に対する公費負担制度を創設すること。また、高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の予防接種の年齢対象を年度管理に見直すこと。併せて、対象者の年齢拡大（特にこどもへ）や費用負担の軽減について、国において検討すること。 **R5秋～105（京6、奈19、和14）**
- (2) 住所地外での接種に係る制度整備など、安定的かつ継続的に接種できる体制を構築するとともに、接種費用については、国の責任において、委託単価算出のための指針を示すこと。 **R5秋～105（和14）**
- (3) 骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、当該再接種を定期接種として位置づけること。 **R5秋～127（奈20）**
- (4) 新興感染症が発生した場合は、都道府県・市町村への迅速な情報提供や調整を行った上で、国民に対し適切な情報を速やかに提供・啓発すること。また、感染拡大による医療逼迫等に際し、第8次医療計画の中で、感染症に係る医療とあわせて、通常医療、特に救急医療の体制整備、検査体制など平時と感染症拡大時の感染状況にあわせた実効性のある体制を確保するとともに、感染症対応にあたる保健所の体制強化を図れるよう、国において財源措置を講じること。 **R5秋～R2秋（大4）**
- (5) 新型コロナ予防接種の費用負担の軽減について、国において検討すること。 **新規（京6）**
6. 住む地域によって妊産婦が負担する費用に格差が生じている妊産婦健康診査について、産後ケア事業等の制度運用に必要な支援を行うとともに、どこに住んでいても公平に安心して子どもを産み育てることのできるように、地方財政措置及び国庫補助金を拡充すること。さらには、医療保険の適用による全国一律の制度を構築すること。また、不育症に係る検査、治療の保険適用や補助制度について十分な公的支援措置を整備すること。 **R5秋～111（滋3、京7）**
7. がん対策の一層の充実を図り早世予防につなげるため、がん検診推進事業の恒久的な制度化と全額の財政措置を講じること。また、検診医・読影医や技師の人材確保・育成、医療機器の整備など、受診率向上の体制整備の充実に向けて財政措置を講じること。併せて、精密検査結果の医療機関からのフィードバックについて、文書料を一律無料とすること。さらに、職場等でのがん検診の受診歴を自治体で把握できる仕組みを構築すること。加えて、次のとおり制度の拡充等を図ること。
- (1) 乳がん検診において、マンモグラフィと超音波エコーとの併用の制度化と全額財政措置
- (2) 胃がん検診において、胃内視鏡検診のための医療機器の整備についての緩和又は財政措置と、ピロリ菌検査の制度化
- (3) 肺がん検診において、二次読影可能な医師の人材育成支援 **R5秋～109（京6、奈22、和15）**
8. 国の責任において、乳幼児・子ども医療費及びひとり親家庭医療費について、高校生世代までを対象とした全国一律の助成制度を創設すること。 **R5秋～97（京7、奈23、和16、兵4）**
9. 国内の均衡ある医療提供体制の確保等について、次の措置を講じること。

- (1) 医師確保が困難な地域に対しては、医師の働き方改革を着実に進めながら、医師を適正配置する仕組みを国の責務として構築するとともに、都道府県域を超えた需給調整システムや医師派遣体制等も含め、地域の実情を考慮した実効ある施策を緊急に展開すること。 **R5秋～105（京8、和17）**
- (2) 医師・看護師・薬剤師等の医療従事者の確保に係る財政支援、及び労働・就業環境の改善を図るための支援策を講じること。また、地域医療構想を進めるにあたり、病床削減や統廃合ありきではなく、地域の実情を踏まえた医療提供体制の確保を保証する仕組みを講ずること。また、かかりつけ医機能や在宅医療など地域包括ケアシステムの整備や医療提供体制の基盤となる施設整備に対して、支援策を拡充すること。 **R5秋～105（京8、和17）**
- (3) 自治体病院をはじめ地域の中核病院での救急体制等を整備するための医師の確保と医療体制充実に向けた財政措置を講じること。 **R5秋～127（和17）**
- (4) 持続可能な地域医療提供体制の確保に向け、公立病院に対する不採算地区病院、中核病院の機能維持、自治体が行っている公的病院への助成について、これを継続するとともに、現在の特別交付税ではなく、安定した財政支援制度を創設すること。また、物価高騰の状況を踏まえた財政支援の継続及び拡充をすること。 **R5秋～105（京8、和17）**
- (5) 医療DXの更なる推進とサイバーセキュリティ対策強化のためのソフト・ハードの両面からの支援の拡充を講じること。 **新規（京8）**
- (6) 今後発生する感染症等の健康危機事案に備え、次の対策を講じること。 **新規（京8）**
- ア. 国として、医療人材を確保し、感染拡大時に臨時の医療施設等に派遣するなど広域的な対応が図れるよう制度を構築すること。 **新規（京8）**
- イ. 都道府県からの要請等により病床等を確保した医療機関に対し十分な財政措置を講じること。 **新規（京8）**
- ウ. 今後予想される新興感染症等に備え、都道府県や保健所設置市区は予防計画や健康危機対処計画を策定し、平時のうちから保健所体制等を整備すること。 **新規（京8）**
- エ. 有事の際には新型コロナ対応相当の体制を迅速に構築することが求められるため、体制構築に係る多額の費用は可能な限り国費とする旨を明確にすること。 **新規（京8）**
- オ. 感染症に対応できる医師・看護師など専門人材の確保・育成の推進等、公衆衛生医師の計画的な育成の推進などにより医療機関の体制充実を図ること。 **新規（京8）**
- カ. 感染防止資機材や搬送車両、搬送人員等の体制強化について、十分な財政措置を講じること。 **新規（京8）**
- (7) 公立病院の新設・再編・ネットワーク化に係る事業に関し、病院事業債(特別分)における地方交付税措置について、建物の建築基準単価の実勢価格に応じた更なる引上げを図ること。 **新規（兵17）**
10. 地方公務員等共済組合法の改正により、共済組合員資格の適用範囲が拡大されたが、要件を満たす者について、共済組合か以前から加入している健康保険か、いずれかの加入を選択できるように改正すること。 **R5秋・130（奈24）**

議案第3号 社会福祉・公的扶助制度等について

1. 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を図るため、少子化対策事業、子育て支援事業、子どもの安全確保事業の一層の充実を図るとともに、次の項目について特段の措置を講じること。
R5秋～107(和18)
- (1) 児童手当について、国が事務費・人件費等を含めた全額を負担し、事務手続きを簡素化するなど、市町村の事務負担を極力軽減すること。また、保育料や給食費等を児童手当から徴収する制度を継続するとともに、自治体の裁量で申出がなくても徴収できる制度を構築し、滞納者が転出した際には、自治体間で相互徴収ができるよう児童手当法の改正等必要な措置を講じること。さらに、資格認定については、支給要件に該当した日の翌月から認定すること。
R5秋～112(和18)
- (2) 児童扶養手当について、所得制限対象者を受給者本人のみに限定する等、条件緩和を行うとともに、受給者からの申し出による辞退が認められるよう法改正を図ること。加えて、虐待等により家庭での養育が困難になった児童については、養育者としての要件を満たせば、その養育者が受給できるよう制度の拡充又は、新制度の設立を図ること。
R5秋～109(和18)
- (3) 保育所、認定こども園及び児童館、放課後児童クラブの施設整備等に係る十分な財政措置を講じること。特に、施設の老朽化対策や大規模改修に対する十分な財源措置を講じること。とりわけ、公立等保育施設の耐震化を推進する観点から対象となる補助制度を創設すること。また、民間保育所、認定こども園の保育士等の処遇改善のため、更なる施策の充実を図ること。加えて、こども未来戦略において、保育士の配置基準の改善や「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設が検討されているが、それに見合う保育人材の確保対策を講じること。児童養護施設等については、「新しい社会的養育ビジョン」に掲げられた、子どものニーズに応じた養育の提供と施設の機能転換又は小規模かつ地域分散化のために必要な職員数を配置できるよう、措置費体系の抜本的な見直しを行うとともに、施設の多機能化・機能転換のための職員の確保・定着・育成の施策を講じること。
R5秋～109(京9)
- (4) 学校現場における深刻な教職員不足の危機的状況を一刻も早く回避し、日本国憲法で謳われている「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を子どもたちに保障するため、教職員確保につながる、以下を含むあらゆる対応を緊急的かつ総合的に措置すること。
R5秋～116(京12)
 - ア. 通級指導や日本語指導、初任者研修指導、指導方法工夫改善などの加配の一部については、平成29年度から基礎定数化が進められているが少子化の影響により定数が減少する可能性もあるため、教職員の配置について一層の措置を講じるとともに、必要な教員と教室の確保を図ること。
通級の基礎定数について、当年度の5月1日時点の児童生徒数によることとされているが、通級指導教室への入級の多くが5月以降となっている実態を踏まえ、10月1日時点の基礎定数も算出し、その定数差分を当年度の基礎定数として算入・精算できる等、入級が必要な児童生徒の実態に応じた教員配置が可能となる措置を講じること。
R5秋～116(京12、和18)
 - イ. 少人数によるきめ細かい対応を進めるため、小学校だけでなく中学校についても早期に「35人学級」を実現するとともに、小・中学校の30人学級の実現に向けて、基礎定数の改善及び教室の確保を図ること。
R5秋～116(京12、和18)
 - ウ. 児童生徒の学力課題や、複雑化するいじめや不登校をはじめとした様々な課題への対応に加え、長時間勤務の是正を含めた教職員の働き方改革を推進するための柔軟な学級編成や教職員配置ができるよう、定数の更なる確保・充実に努めること。
R5秋～116(京12)
 - エ. 小学校専科指導加配定数のうち、英語専科指導や教科担任制推進分について、中学校・高等学校教諭免許状の所持や、一定数以上の授業時間数を受け持つことが資格要件とされており、人事配置が困難なことから、配置に係る資格要件を緩和すること。
R5秋～116(京12)
 - オ. 幼稚園、小・中学校における特別支援教育の充実のため特別支援教育支援員の配置・拡充に対する補助事業の創設及び地方交付税の増額を図ること。
R5秋～116(京12、奈66、和18、兵5)
 - カ. LD、ADHD等に対する学習上又は生活上の困難に対応するための通級指導担当教員の増員及び教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)の更なる予算確保や補助率の拡大等を図ること。また、令和3年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、医療的ケアを要する児童生徒を支援する看護師の適正な配置基準を設けるとともに、不足している人材確保のための体制整備を図ること。
R5秋～116(滋4、京12、兵5)
 - キ. 加配教員による専任の特別支援教育コーディネーターの全校配置を図ること。
R5秋～116(兵5)
 - ク. 小・中学校外国語教育の充実のため、ALT増員に対する財政支援等を講じること。また、J

E Tプログラム以外のA L Tを雇用した場合でも財政措置を講じること。 **R5秋～116 (和18)**
ケ. 教職員の「働き方改革」を進めるため、少人数学級の推進をはじめ抜本的な教職員定数における基礎定数と加配定数の拡充・改善を図るとともに、「校務支援システム」の維持管理経費や新学習指導要領に対応したシステムの構築及びグループウェアの導入経費等に必要な助成制度の新設等、財政支援の拡充及びクラウド型校務支援システムの導入を図ること。

R5秋～126 (滋5、奈65、兵6)

コ. 個々の特性や異学年にわたる指導の複雑化等をふまえ、特別支援学級の学級編制の標準を引き下げること。 **R5秋～127 (京12)**

サ. 不登校により学びにアクセスできない児童生徒をゼロにすることを目指し、支援策の充実を図るため、①校内教育支援センター(別室)の環境整備及び担当教員の配置、②教育支援センターの設置促進及び支援員の配置充実、③学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置、④心理的ストレスを抱え学校生活に悩みをもつ児童生徒のS O Sに気付き、早期に福祉との連携、心のケアなどの支援ができるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員、⑤民間フリースクールへ通所する児童生徒の家庭への支援制度の創設を行うこと。

R5秋～R2秋 (滋6、京12、兵5)

シ. 地域学校協働活動推進員を継続的に配置し、地域と連携した教育活動を充実させるため、子どものための地域連携事業費補助金の継続及び充実を図ること。 **R5秋・130 (京12)**

ス. 人的配置や教育環境の整備に必要な財源の確保を図り、誰一人取り残さないきめ細やかな指導と学習環境を実現するとともに、学習指導員及びスクール・サポート・スタッフについて市町村の負担が生じないよう財政措置を講じ、全校に確実に配置すること。 **R5秋～129 (和18、兵5)**

セ. 食育、アレルギー対策として、栄養教諭の配当基準の拡大を図ること。 **新規 (奈65)**

- (5) 子ども・子育て支援新制度における、認定こども園・保育所への施設整備費や物価高騰に対応できる施設運営費に対して予算の増額等の十分な措置を講じるとともに、今後も引き続き実施主体、運営主体及び利用者の負担増が生じないよう、適切な情報提供及び「重点支援地方交付金」の継続等、必要な財政措置を講じること。加えて基準額の増額及び交付対象となる事業の拡大、提出書類の削減に努めること。また、公立認定こども園、公立保育所、学童ホームのエアコン取替に伴う費用や施設改修費等、老朽化した施設や備品等についても、必要な財政面での支援を行うこと。さらに、医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するとともに、発達障害など支援の必要な児童に対し、加配職員の配置について、引き続き必要な財政措置等を講じること。

R5秋～121 (京9、奈25・26、和18)

- (6) 児童生徒1人1台端末の整備及び高速大容量の通信ネットワーク整備等を包含したG I G Aスクール構想を受け、I C T環境の飛躍的な充実等のために以下の措置を講じること。

ア. 端末整備完了後における機器の保守管理や通信に係る費用、教育情報ネットワークのクラウド化と認証によるアクセス制御を前提としたシステムの導入及び維持管理に係る費用について、全額国庫補助とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。また、デジタル教育コンテンツの導入は多額の財政負担となるため、授端末更新時の授業支援システムやデジタルドリル等の学習ソフトウェアの整備について交付税措置ではなく補助金による適切な財政支援措置を講じること。

R5秋～127 (滋7、京13、奈27、和18、兵6)

イ. 校内・校外通信ネットワークの整備及び維持管理に係る費用並びに通信費について国庫補助の対象とするとともに、教育情報ネットワークのクラウド化と認証によるアクセス制御を前提としたシステムの導入及び維持管理に係る費用についても、国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。 **R5秋～127 (京13)**

ウ. 学習支援及びセキュリティ対策に係るソフトウェア使用料及び周辺機器購入費用、一定数の予備端末購入費用等についても補助対象とすること。また、学習者用デジタル教科書の本格導入にあたっては、現在使用している紙の教科書と同様に無償とすること。併せて、I C T支援員の1校1人配置等、日常的にI C Tを活用できる体制づくりの推進及び管理体制の充実に向けた継続的かつ十分な財政支援を行うこと。 **R5秋～127 (京13、奈27、和18、兵6)**

エ. 1人1台端末の積極的な利活用として端末の持ち帰りによる家庭学習等を進める中で、インターネット環境の整備等が困難な家庭への通信費等の支援策を講じること。 **R5秋～129 (京13)**

- (7) 幼児教育・保育の無償化等について、次の措置を講じること。

ア. 確実かつ安定的な運用に向けて国において必要な財源を確保し、市町村の負担軽減を図るとともに、0歳～2歳児においても、住民税非課税世帯に限らず全世帯を無償化の対象とするよう制度の拡充を図ること。さらには、保育料の軽減・無償化に対する国庫補助制度を創設すること。

R5秋～124 (大4、奈67、和18)

イ. 対象施設の量的拡大や質の確保への対応を含め、給付対象施設等の確認や支給対象者の認定、給付事務など市町村の事務負担が増加しているため、無理のない実務運用ができるよう、制度の見直しを検討すること。また、「新子育て安心プラン」の計画期間が満了する令和7年度以降においても、就学前教育・保育施設整備交付金における補助率の嵩上げを継続すること。さらには私立と同様に、公立保育所・認定こども園の環境整備に直接的な財政支援を行うこと。

R5秋～124（滋8、大4）

ウ. 「こども誰でも通園制度(仮称)」について、受入れ体制充実との一体的な検討を行い、地域の特性に応じた制度とすること。

R5秋～127（滋8）

- (8) 児童虐待防止対策における市町村の役割がこれまで以上に重要になっていることを踏まえ、対応体制強化に必要な社会福祉士や心理士、保健師等の専門職配置に係る財政措置や担い手確保の取組の推進、研修機会の拡充など、総合的な支援措置の充実を図ること。また、児童相談所と市町村、学校、保育所、警察、医療機関等の連携の重要性に鑑み、関係省庁が協力して各機関の理解促進と市町村との緊密な連携が図られるよう必要な措置を講じること。さらに、支援対象児童等見守り強化事業の補助制度を継続すること。

R5秋～125（京9、兵7）

- (9) 中核市及び特別区における児童相談所の設置が推進されるよう、十分な支援措置を講じること。

R5秋～R1秋（兵7）

- (10) 公私連携幼保連携型認定こども園、公私連携保育所型認定こども園及び公私連携型保育所の設置届出を認可と同様の位置付けであることを法令上明文化すること。また、社会福祉施設職員退職手当等共済制度において、同3施設の取扱いを、認可を受けた幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所と同様の取扱いとすること。

R5秋～128（奈28）

- (11) 子ども園等における看護師確保のため財源も含めた支援策を講じること。

R5秋～129（奈29）

- (12) 子ども・子育て支援施策の推進に当たっては、各自治体や関係団体等の意見を踏まえた実効性と持続性のある簡素な制度の実現とともに、思い切った財政措置を講じること。特に各種システムの構築や制度変更など、デジタル化を推進する際には、制度設計自体の簡素化にも取り組むとともに、事業担当省庁とデジタル庁及び総務省との調整を図り、システムがサイロ化することがないように、全体最適化を図ること。加えて、各種の新制度が打ち出される中で、受け皿となる社会資源の確保が困難なものが増えているので、全国的に制度を新設・改正する際は、受け皿等についても十分な見通しを持って設計すること。

R5秋～129（京9）

- (13) 支援の必要な子どもとその家族や、必要な居場所を確保するための支援も含めた、制度の狭間をつくらない広範囲な補助制度を創設すること。

R5秋～R4秋（奈30）

- (14) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業について、今後も引き続き実施主体である自治体の負担増が生じないように、給付方法に関わらず、ランニングコストに対して十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材確保の支援、制度の柔軟な見直しを行うこと。

5秋・130（京9、奈31）

- (15) 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、学校給食費の無償化について、自治体の財政力によって格差が生じることのないよう、国として実現できるよう必要な財政措置を講じること。また実現するまでは、物価高騰を背景に社会情勢の変化により食材価格の高騰が続く中、保護者負担を増やすことなく、これまで通りの栄養バランスや分量を保ちつつ実施するために、今後とも学校給食用の食材費高騰に対する財政措置の継続もしくは新たな交付金等の創設を行うこと。

R5秋・130（京11、奈32、和18、兵8）

- (16) 中学校部活動を地域移行することによる学校教育への影響と対応策、担い手となる地域人材の育成・確保、費用負担の在り方などについて、各自治体の意見を踏まえた実現可能な制度設計を示すとともに、必要な財源措置を確保すること。加えて、円滑な地域移行にむけて、会費(保護者負担)や指導員の配置が現行の学校部活動と同水準となるよう必要な財政措置を講じること。併せて、施設改修費や、指導者をはじめとする人件費、地域クラブ活動運営費など、地域移行に伴う環境整備に対する幅広い財政支援策の創設と予算の拡充を図ること。さらに、教員の働き方改革の観点から、地域移行後に生徒の指導を引き続き希望する教員が、勤務時間に含まずに参画できるよう、柔軟な制度を構築するとともに、早期実施に向け積極的な広報活動を展開すること。また、地方都市においては地域部活動の受け皿としての組織・団体が不足しているため部活動の地域移行が難航することが予想されるが、中学校部活動指導員の配置は、そういう状況の下でも教職員の負担軽減に直結する有効な手段であると考えられることから、中学校部活動指導員の配置を拡充すること。

R5秋・130（京14、兵9）

- (17) ひとり親家庭など経済的な影響の長期化が懸念されるため、児童扶養手当受給世帯への更なる支援を講じること。また、児童手当を拡充する場合は、令和6年10月からの実施分を含め、市費負担

- の増大が見込まれる事務費等についても十分な財政措置を講じること。 **R5秋～R2秋（京9、奈68）**
- (18) 児童虐待の相談対応件数の増加や子どもの貧困対策及びヤングケアラー支援の必要性が高まる中、子ども家庭支援員の配置等に必要な財政措置を講じること。 **R5秋～R2秋（京9）**
- (19) 義務教育諸学校の児童・生徒を指導する教員の教科書及び指導書について、児童・生徒と同様に全額国庫負担とすること。 **新規（兵6）**
- (20) へき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス等購入費等の要件緩和や運行経費への財政措置など、遠距離通学費に対する財政措置の拡充を図ること。 **新規（和23）**

2. 障害者の自立と社会参加を確実かつ安定的に支援するため、障害者保健福祉施策等について、次の措置を講じること。

- (1) 自立支援給付及び地域生活支援事業の実施について、自治体及び利用者の超過負担が生じないように、また、地域の実態を踏まえ、円滑に実施できるよう自治体間での格差が生じない等、さらには補助率を上限に固定するなどの十分な財政措置を講じること。加えて、移動支援事業・日中一時支援事業、地域活動支援センター事業及び日常生活用具給付事業については、自立支援給付に含め義務的経費として財源を確保すること。なお、移動支援事業は、個別給付(介護給付)サービスとして位置付けること。 **R5秋～103（京16、奈33、和19、兵10）**
- (2) 障害福祉サービスにおいて、介護保険対象者の居宅介護を同サービスの国庫負担の対象とするとともに、介護保険対象者の重度訪問介護の国庫負担基準について、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎に改正すること。また、介護保険対象者以外においても、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。 **R5秋・130（京16）**
- (3) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の軽減措置を講じること。 **R5秋～117・113（京16）**
- (4) 障害福祉サービスに要する費用について、事業者による安定的な事業運営やサービス提供が可能となるよう、報酬額の水準確保を図ること。 **R5秋～106（京16）**
- (5) 市町村長が行っている計画相談支援事業所(特定相談支援事業者)の指定については、都道府県知事・指定都市等の市長が行うこと。 **R5秋～106（京16）**
- (6) 障害福祉サービス等報酬に係る地域区分について、経済・生活環境が一体的であるにもかかわらず当該区分が不均衡となり、行政間の報酬格差が生じている地域があることから、近接・近隣市における格差が発生しないよう、級地の見直しを行うこと。 **R5秋・130（京16）**
- (7) 制度改正に当たっては、事業の円滑な推進を図るため自治体と十分協議し、十分な準備期間を設けること。また、制度改正に伴い必要となる電算システムの改修等に対して十分な財政措置を講じること。 **R5秋～111・109（京16、和19）**
- (8) 障害児通所給付費等の支給について、国負担を引き上げること。また、費用負担に見合ったサービスの水準を確保するため、支援内容の適正化を強化すること。 **R5秋～R1秋（奈34）**
- (9) 重度障害者等への医療費助成について、全国一律の制度を創設すること。 **R5秋～R1秋（和19）**
- (10) 精神障害者相談員制度を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定して創設すること。 **R5秋～108（京16）**
- (11) 知的障害者の定義及び療育手帳の交付等について、「知的障害者福祉法」に規定し、全国共通の制度とすること。 **R5秋・130（京16）**
- (12) グループホームをはじめとした障害福祉サービス事業所の整備及びバリアフリー化等に係る改修等について、財政措置の充実を図ること。 **R5秋～106（京17）**
- (13) 計画相談支援及び障害児相談支援については、十分な報酬額・人材養成経費・人員基準の要件緩和など必要な措置を講じること。また、新たな事業所開設に係る諸経費への国庫補助制度を創設すること。 **R5秋～106（京17、奈69）**
- (14) 常時介護を要する重度障害者の生活を支える生活介護事業及びグループホームに係る十分な財政措置を講じること。また、重度障害に対する支援をより評価する、適正な報酬単価の見直しを行うこと。 **R5秋～106（京17、奈72）**
- (15) 補聴器の交付基準・修理基準について、聴覚障害者の実情に合った基準とし、身体障害者手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴児の補聴器購入及び人工内耳の買替えについて、全国一律の補助制度の創設又は補装具費の支給制度において対応すること。 **R5秋～108（京17）**
- (16) 加齢性難聴者の補聴器購入に対する全国一律の補助制度を創設すること。 **R5秋～129（京6、奈35、和19）**
- (17) 身体及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度について、障害者の社会参加と負担軽減にかなうよう有料道路事業者へ手続きの簡素化について指導を行うとともに、電子申請等の実施を十分に

- 周知することにより自治体の負担軽減に努めること。**R5秋～108（京17）**
- (18) 有料道路事業者が、割引有効期限を障害者手帳の有効期限(有効判定日)とする等、再判定に日時を要する障害者の不利益につながるとともに、市町村の事務負担が増加する見直しを一方的に行ったため、直ちに是正するよう、有料道路事業者に対して指導を行うこと。**R5秋～108（京17）**
- (19) 精神障害者保健福祉手帳所持者に対しては、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者と同様に、鉄道・バス運賃等割引制度の適用を図ること。**R5秋～108（京17、和19）**
- (20) NHK受信料減免制度について、障害者及び自治体の負担が軽減されるようNHKと協議を行い、電子申請など手続きの改善を図ること。**R5秋～108（京17）**
- (21) 日常生活自立支援事業の充実・強化を行うこと。**R5秋～108（京17、奈70）**
- (22) 重度障害者等通勤対策助成制度について、事業者だけでなく障害者個人にも対応可能な制度とすること。**R5秋～124（京17）**
- (23) 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障害者を一時的に保護する施設を都道府県が設置するよう措置を講じること。**R5秋～124（京17）**
- (24) 食事提供体制加算を恒久化すること。**R5秋～106（京17）**
- (25) ストーマ装具については、対象となる方は常に使用し続けなければならないため、各自治体で生じている基準額のばらつきを解消し、地域に関わらず等しく十分な支給を受けられるよう、日常生活用具種目から補装具種目とすること。**新規（奈71）**
- (26) 都道府県が実施する実地検査等による返還金が発生した場合において、障害者自立支援給付費負担金・障害児入所給付費等負担金の再確定に伴う国・県への負担金の返還については、事業者から返還を受けた分に限り、国・県に返還するよう、制度の見直しを図ること。**新規（奈73）**
- (27) 障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いについて、社会福祉法又は消費税法令上のいずれかにおいて現行の取扱いを早急に見直し、消費税の課税対象としない措置を速やかに講じること。**新規（奈74）**
- (28) 重度障害者を支援する生活介護事業所及びグループホームの利用者については、年々高齢化するとともにその障害が重度化しており、支援に係る労力や費用が増加しているが、現行の加算では十分にそのコストをカバーできていないため十分な財政措置を講じること。**新規（京17）**
- (29) 令和3年4月に創設された、重度障害者等就労支援特別事業については、市町村が安定して制度運営が継続できるよう地域生活支援事業ではなく、介護給付に位置づけること。**新規（京17）**
3. 生活保護制度の抜本改革について、次のとおり特段の措置を講じること。
- (1) 生活困窮者自立支援法に係る事業の実施について、十分な財政措置を講じるとともに、生活困窮者家計改善支援事業、生活困窮者就労準備支援事業について、国の責任において現行の国庫補助制度から全額国庫負担制度に改めること。また、生活福祉資金貸付制度の充実、強化を図ること。**R5秋～112（京18、奈36、和20）**
- (2) 生活保護は憲法が保障する制度であることから、負担金の国費負担割合を現状の3/4から全額国費負担にすること。さらに、生活保護費、事務に係る人件費及び訪問に必要な経費などについても全額国庫負担にすること。**R5秋～112（奈37）**
- (3) 増加する医療扶助等の抑制に向け、一部自己負担制度の導入を図ること。また、生活保護システム・レセプト管理システム等のシステムや医療オンライン資格関連全般の費用について補助対象とすること。**R5秋～112（和20）**
- (4) 地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有の容認要件を緩和すること。**R5秋～112（京18、和20）**
- (5) 生活保護受給者が高齢化等により成年後見制度を利用する場合の後見人への報酬に対する扶助を新設すること。**R5秋～124（京18）**
- (6) 生活保護基準において、冷房器具の支給要件を緩和するとともに夏季加算を新設すること。**R5秋～127（京18、和20）**
4. シルバー人材センター運営助成について、国の補助金額は自治体の予算措置に影響されることなく、運営費補助単価限度額に基づき交付すること。また、令和5年10月に導入された消費税における適格請求書保存方式(インボイス制度)について、シルバー人材センターの運営に及ぼす影響が大きいことから、免税事業者である同センターの会員が適格請求書を発行せずとも、同センターが仕入税額控除を行えるような特例措置を講じるなど、安定的な事業運営が可能となり、経営基盤の強化につながる措置を講じること。加えて、特例措置が適用されるまでの間についても、インボイス制度導入が事業運営に影響を及ぼさないよう、国の単独補助による助成制度を創設すること。

5. 貧困状態にある子どもへの教育機会を保障するため、篤志家の寄附・贈与による教育資金贈与信託・公益信託を容易化する制度を創設するとともに、贈与税非課税特例の適用を講じること。

R5秋～123（京18）

6. 無利子奨学金の事業費増額や給付型奨学金制度の拡充等、高等教育の修学支援を着実に実施するため、高校生等奨学給付金制度の更なる充実を図ること。

R5秋～123（京18、奈38、和22）

7. 市町村が行う雇用施策について次の措置を講じること。

- (1) 継続的な財政措置を講じるとともに、就職困難者や異業種への転換、就労形態の変化に対応できるよう、総合的なサポート体制を継続すること。また、就職困難者の雇用や新規雇用の創出に取り組む企業をはじめ、労働者の失業予防や雇用安定を図る企業に対する奨励制度の更なる周知と拡充、手続きの簡略化を図ること。

R5秋～127（大5）

- (2) 長時間労働やハラスメント及び雇止めや不当解雇など法令違反等が疑われる事業者に対して即応性のある措置を講じるとともに、労働基準監督署がより迅速に指導・監督が行えるよう体制を構築すること。また、改正労働者派遣法の効果を検証するとともに、派遣労働者の増加によるワーキングプアの問題解決のため、引き続き労働者の雇用の安定化や正社員との格差是正を図ること。加えて、物価高騰が国民の生活に大きく影響する中、労働者の賃金引上げに繋がる生産性向上等に関する支援措置を講じること。

R5秋～127（大5）

- (3) 働き方改革実行計画等に基づき、病気治療や子育て、介護等と仕事の両立を図りたいと考える労働者、さらに高齢の労働者等に対して社会参加及び活躍し続けることができるようサポートする施策の実現や自治体施策への財政支援について体制を早期に構築すること。

R5秋～127（大5）

8. 成年後見制度利用支援事業について、後見人等が得られる報酬を十分確保し、被後見人等が安心して制度を利用できるよう、申立てに係る諸経費と報酬の助成基準を全国一律にするとともに、国庫補助制度から国庫負担金制度に改めること。

R5秋～129（奈39）

9. 自殺対策について、次の措置を講じること。

- (1) 自殺防止は「誰も取り残さない」を中心に据えるSDGs推進の上でも非常に深く根底に関わるテーマであることから、国民のいのちを自殺から守るための国の強い姿勢、自殺を防ぐ緊急事態的な宣言を、「いのち支える緊急自殺対策」など総合的な施策とともに、しっかりと打ち出すこと。

R5秋～128（京19）

- (2) 地域自殺対策強化交付金の補助率を、相談事業、民間企業と連携したSNS等を活用した啓発事業、地域の関係機関のつなぎ役を担う専門職の配置を含め、大幅に増額して広く10分の10とすること。

R5秋～128（京19）

- (3) 自殺対策の現場を担う市町村への支援を抜本的に強化するため、都道府県において、地域自殺対策推進センターと自殺対策担当、精神保健福祉センターと保健所による連携の枠組みを強化すること。また国は、都道府県に対してそれらに必要な財政措置を講じること。さらに、地域ごとの最新の自殺関連動向を踏まえた対策を自治体が機動的に推進できるよう、国において、各地域の自殺の実態を既存データや相談機関に寄せられた声等を基に分析し、その結果を自治体に提供すること。

R5秋～128（京19）

- (4) 自殺リスク要因でもある失業、住居喪失等に対する総合的な支援について抜本的な充実を図ること。また、社会的に弱い立場に置かれている人への生活支援、心のケア等を強化するとともに、こども家庭庁において、こどもの自殺に関する多角的な実態分析・対応の推進、ICTを活用した自殺リスク早期察知のためのツールを全学校に配備するなど、こどもの自殺対策緊急強化プランの内容も踏まえつつ「生命の尊さ」に関する諸啓発・相談機能の充実を含んだこどもの総合的な自殺対策の徹底、更なる強化、推進を図ること。

R5秋～128（京19）

- (5) 今後、新興感染症が発生した場合に、医療・保健・福祉関係者等が、過重労働や不当な差別的言動等により自殺に追い込まれることがないよう、エッセンシャルワーカー等の増員を図るとともに、総合的に支援する対策を講じること。

R5秋～128（京19）

- (6) 社会に与える影響が大きい芸能人等の自殺に関するマスコミ報道のあり方について実効ある対策を推進すること。

R5秋～128（京19）

- (7) 自殺対策の最前線である自治体の相談窓口における総合的な対応力向上のため、自治体相互ある

いは民間の支援団体等と日常的に繋がっているネットワーク化を、国において体系的に整備・推進すること。

R5秋・130（京19）

10. 地域課題が複雑化・多様化する現代社会において、民生委員・児童委員の役割はますます大きくなる一方、社会の構造的に就業者の高年齢化が進む中、その成り手不足は全国的に深刻さを増している。すでに制度疲労を起こしている民生委員・児童委員制度のあり方について検証を行うこと。また、検証を行う間においても、ボランティアの域を超えた業務に対する報酬や活動費に対する財政的な支援、年齢要件の緩和、業務の見直し・削減による負担軽減など、持続可能な制度に向けた方策も併せて検討すること。さらに、民生委員・児童委員の担う業務とその責任について具体的に示すことに加え、果たす役割や活動内容について、住民の理解が深まるよう積極的な広報活動を行うこと。

新規（兵19）

議案第4号 都市基盤の整備促進等について

1. 地域の活性化を図り、国土の均衡ある発展を目指すとともに、近畿圏における次のプロジェクトの推進に必要な措置を講じること。

- (1) 高速道路をはじめとする広域幹線道路等の整備に当たっては、暫定2車線供用区間の4車線化の促進や沿線未利用地の積極的な活用をはじめ、交通利便性等を活かした国家的プロジェクトの導入に向けた取組を行うなど、当初予算を含めて通常の予算とは別に、必要となる予算を継続的に維持し早期に完成させること。特に重要物流道路に位置づけられた路線、新広域道路交通計画に位置付けられた路線については整備を遅らせることなく、可能な限り早期の供用開始・事業化を目指し、国の直轄権限事業・国土強靱化基本計画推進のため自治体を実施する地籍調査事業への支援及び必要な予算を確保すること。さらに、地域社会の発展と慢性的な渋滞を解消するための道路整備については、災害対応、渋滞対策等地域の実情を十分勘案し、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、また、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも必要な整備・管理が長期安定的に進められ、維持修繕費の伸びにかかわらず新設改良予算を確実に確保できるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算の総額を確保すること。

R5秋～90（滋9、京20、奈40・41、和24、兵12）

- (2) 関西文化学術研究都市プロジェクトの推進にあたりクラスターの整備促進に向けた積極的な取組及び北陸新幹線新駅設置に伴うJRの早期複線化・高速化をはじめとするアクセス路線等の整備に対する支援を行うこと。また、広域的な地域活性化・沿線都市のアクセス手段の多様化等のため、減便等による影響がないよう鉄道の便数、利便性を維持するための働きかけを行うとともに、JRの高速化・複線化への取組を支援すること。

R5秋～90（京20・23）

- (3) 公共交通の活性化や利便性の向上を図る都市鉄道の立体交差事業の推進に必要な支援を行うこと。その際の自治体と鉄道事業者の負担割合の見直しを行うこと。また、交通が著しく不便な地域の住民や単独で公共交通機関を利用することが困難な者等の移動手段確保のため自家用有償旅客運送を実施する団体に対して財政支援を行うこと。

R5秋～108（京20・23）

- (4) 大規模河川合流域を広域観光等の拠点となる河川公園として整備促進するとともに、令和7年度の万博開催を見据え、中型船運行予定地までの安定的な航路の確保や、水上アクティビティの安全な実施を進めるために、「かわまちづくり計画」に沿った沿川各拠点の舟運コンテンツの充実や船着場の整備、船着場周辺の賑わいづくりへの支援を行うこと。

R5秋～112・101～90（京20）

- (5) 道路・公園等をはじめとする都市基盤施設の本格的な大量更新及び修繕に向け、計画的かつ重点的に事業に取り組むことができるよう、補助制度の拡充と所要額の予算の確保を図ること。また、バリアフリー基本構想等に基づく特定事業（鉄道駅舎・道路・信号機等）を計画的に推進するとともに、バリアフリー法により移動等円滑化の対象となる旅客施設・道路・路外駐車場・都市公園及び特定建築物について、一体的かつ重点的な整備が円滑に進むよう所要額の予算を確保すること。併せて、鉄軌道駅における施設整備に対する補助制度については、都市部においても地方部と同等の支援措置を講じられるとともに、鉄道事業者に対し、バリアフリー化の加速を強く指導すること。加えて、特定道路以外の道路についての安全対策、バリアフリー化に対する財政措置を拡充すること。

R5秋～R1秋（大7、奈42）

- (6) JRローカル線の維持存続、利便性向上について主体的に関与するとともに、社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設された「地域公共交通再構築事業」に加え、JR西日本・沿線自治体へのより実効性のある支援制度を創設すること。

R5秋・130（兵13）

- (7) 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備にあたっては、慎重な調査と十分な地元説明を行うとともに、沿線自治体に過度な負担が生じないように、コスト縮減や貸付料の見直し、財政支援の充実など、地方負担を可能な限り軽減するための支援を行うこと。

R5秋・130（京22）

2. 地方の公共交通ネットワーク維持確保を図るため、次の措置を講じること。

- (1) 地方における道路整備が着実に推進できるよう、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策に基づき道路整備財源を安定的に確保しながら、デジタル化等をさらに推進し、維持管理や長寿命化に係る経費削減及び技術的助言を図ること。

R5秋～105（滋9・10、和25）

- (2) 大量輸送機関としてだけでなく、教育、福祉、産業振興、定住促進にも大きな影響を及ぼす重要な社会基盤である鉄道は、地方の均衡ある持続的発展に必要不可欠である。厳しい経営が続く鉄道については、公有民営方式による上下分離などにより地方自治体が主体となって維持に取り組んでいるが、導入後は県や沿線市町に大きな負担が生じることから、安定した財政支援並びに既存税制及び法制の特例措置の更なる拡充を図ること。

R5秋～105（滋10、和25）

- (3) バス路線、コミュニティバス(地域巡回バス)、及びデマンド型交通などが公共交通として機能するよう、深刻な担い手不足にある公共交通事業者に対し、喫緊の課題である運転手確保策をはじめとする更なる包括的な支援体制を確立し、公共交通空白地の解消を図ること。また、算定基礎となる輸送量において、国庫補助の要件緩和に併せて、特別交付税においても要件緩和を図られるとともに、バス対策費に係る、特別交付税の算定方法について、財政力指数に応じた補正係数を廃止すること。さらに、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金についての拡充や、自治体の負担が増えないような要件緩和、フィーダー系統確保維持費国庫補助金の新規要件の撤廃及び補助上限額の引上げ、車両減価償却費国庫補助金の適切な予算配分等、地域の実情に応じて補助制度を拡充すること。加えて、公共交通の担い手を将来にわたって安定的に確保していくために、働き方改革の推進と人材確保策について、省庁間の連携を密にし、必要な対策を早急に講ずること。

R5秋～105(滋10、京23、和25、兵14)

3. 水道未普及地域の解消に向けた補助制度を創設されるとともに、旧簡易水道事業における、簡易水道事業の区域拡張が行えるよう補助制度の拡充及び過疎対策事業債活用を図られたい。

R5秋～125(和26)

4. 下水道の普及拡大、整備促進や更なる機能向上及び公共用水域の水質保全を図るため、次の項目について特段の措置を講ずること。

R5秋～90(和27、兵15)

- (1) 公共用水域の水質保全など下水道の果たす公的役割に鑑み、老朽化する既存の下水道施設の計画的な改築に係る国費負担の継続、改築事業費に係る予算の確保及び分流式下水道への繰出基準を継続すること。また、未普及地域の整備を促進するため、交付金の対象事業範囲を拡大の上、交付率及び起債充当率を引き上げるとともに、安全で快適なまちづくりに欠かせない、重要性の高い下水道事業における国土強靱化等のための財源を確保すること。さらに、補助金の運用に当たっては、採択の基準を緩和し、交付金間の流用と柔軟な期間設定を可能とするなど、自治体が活用しやすい仕組みを構築し、事務の簡素化に配慮すること。併せて、下水道は整備期間が長期であり多額の投資を伴い、整備後の供用期間も長期間にわたることから、長期的に有利な低金利の財源の確保を図るとともに、耐用年数を踏まえた償還年数の更なる延長など、貸付条件の改善を図ること。

R5秋～90(京24、大7、奈75、和27、兵15)

- (2) 水洗化普及率の早期向上や効率的な整備促進のため、浄化槽整備推進事業に対する財政措置の拡充を図ること。

R5秋～113(京25)

- (3) 小規模施設(コミュニティプラント施設)における基幹改良事業に対する交付要件の緩和を図るとともに、個人設置型合併処理浄化槽の改築等に対する補助制度の拡充・経年劣化した浄化槽の更新についての助成制度を復活すること。

R5秋～124(京25、兵15)

- (4) ウォーターP P Pの導入にあたって、要件に柔軟性を持たせ積極的な支援を行うこと。

新規(京24)

- (5) 浄化槽設置整備事業について、合併処理浄化槽設置における基準額の増額と単独浄化槽及び汲み取り便槽の撤去費用に対する助成制度の拡充に対する財政措置を図ること。

新規(和27)

- (6) 改築等に伴う合併処理浄化槽設置に対する補助制度と経年劣化による更新に対する助成制度の拡充と、浄化槽の維持管理に対する助成制度の創設を図ること。

新規(和27)

5. 安全で安定した水道水の供給と地震等災害時の水道機能の確保を図るため、次の措置を講ずること。

- (1) 老朽化した水道施設の更新・再構築、施設の耐震化や安全性強化等について、補助率の引上げなど十分な財政措置の拡充を図るとともに、補助対象事業の条件緩和や拡充、企業債発行における公的資金枠の確保と大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化、さらにはリダンダンシー向上のための施設整備における財政措置を図ること。また、電気計装設備、水質分析機器、監視整備設備等、耐用年数の短い設備更新事業に対する補助金制度を創設すること。

R5秋～107(京26、大7、奈44、和28、兵16)

- (2) 経営統合による高料金対策に係る地方財政措置(交付税措置)については、段階的な縮減を廃止し、恒久的な財政支援とするとともに、重点支援地方交付金を財源とする水道料金減免措置を実施した場合の繰入基準(供給単価)の緩和を図ること。加えて簡易水道施設であつたかに関わらず、全ての水道施設を過疎対策事業債・辺地対策事業債の対象に拡充すること。

R5秋～107(和28、兵16)

- (3) 水道事業の経営健全化のため、生活基盤施設耐震化等交付金及び水道施設耐震化等事業について、国予算の十分な確保及び採択基準の撤廃や交付率の引上げを図るとともに、起債の借換制度の条件

- 緩和を図ること。併せて、水道管路の耐震化対策に関する国庫補助採択基準の緩和と補助対象外となっている配水支管に対する新たな補助制度の創設を図ること。また、道路法改正に伴い、道路占用している水道管路の維持管理に関し財政支援を講じること。
R5秋～107（和28）
- (4) 将来にわたる経営維持に向け、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。
R5秋～107（兵16）
- (5) 工業用水道事業補助金については、計画的に事業が運営できるよう予算の確保を図るとともに、複数年での補助採択の復活を図ること。
R5秋～107（和28）
- (6) 鉛の水道水質基準の強化に伴い、基本的対応策として鉛製給水管の布設替えを促進するため、水道管路耐震化等推進事業について、給水管も対象とするよう補助対象範囲の拡大及び補助率の引き上げを図ること。
R5秋～128（大7、和28）
- (7) 水道事業の広域化を推進するため、水道事業運営基盤強化推進事業の広域化事業に係る採択基準及び対象施設を緩和すること。
R5秋～107（大7）
- (8) 過疎地域の水道事業においては、維持管理経費のうち、過疎地域以外の団体との格差部分を解消するための新たな繰出基準の創設と、当該繰出に対する交付税措置による財政支援を実施すること。
R5秋・130（兵16）
- (9) 有機フッ素化合物の一つであるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)に関して、人体、農作物等への影響に係る明確な知見と発生源における有効な水質浄化対策を早期に示し、それら対策に要する経費等の財政支援措置を講ずること。
新規（京26）
- (10) 導水管・送水管の複線化事業に関する採択基準の人口要件の緩和と、道路や鉄道上部を横断する水管橋・橋梁添架管の複線化について、支援策の拡充を図ること。
新規（和28）
- (11) 災害時における簡易給水タンクや、緊急用浄水装置等の応急給水資機材の整備に係る財政支援策を創設すること。
新規（和28）
6. 特定多目的ダムの供用開始後に要する費用の利水者負担額の軽減を図ること。**R5秋～109（和29）**
7. 定住自立圏構想推進要綱の要件を満たさない広域行政圏事業に係る支援策を講じること。
R5秋～111（和30）
8. 社会資本整備総合交付金については、老朽化した社会資本の維持管理・更新等に対し要望額を確実に確保するための十分な財政措置を講じること。
R5秋～113（和31）
9. 社会体育施設・文化系施設の改修等に係る財政支援措置を拡充すること。さらに、地方創生の観点等からも既存の公立スポーツ・文化施設等の大規模改修工事に対する財政措置を講じるとともに、スポーツ施設(運動場を含む。)の機能強化に係る支援制度を創設すること。
R5秋～123（奈48、和32）
10. 公共用地取得に関する明確な基準、特に市街地から離れた場所で施設整備等を行う際の法令等を国において整備すること。
R5秋～129（奈49）
11. 老朽化した空家を解体する上で、自治体を実施する補助金を活用したとしても、低所得者層においては自己負担分を捻出することが現実的に難しいことから、国において財源や支援制度の拡充等、必要な措置を講じること。
R5秋・130（和33）
12. 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に万全に対応するとともに、地方創生推進、その対策に欠かせない各種インフラ整備など国土強靱化の最前線を担う、地方整備局の人員体制の抜本的な確保、充実、強化を図ること。
R5秋・130（京20）
13. 都市公園法第16条の都市公園の保存について、地域の実情や社会情勢の変化に応じ、公園管理者の権限によって廃止できるよう法改正すること。
新規（奈76）
14. 地上デジタルテレビ放送移行による難視聴地域について、組合員の減少、解散等により、テレビ共同受信施設(辺地共聴施設)の維持管理が困難となる場合、ケーブルテレビ等への移行に係る費用及び施設撤去費用に関しても補助の対象となるよう、無線システム普及支援事業費等補助金の交付

対象事業を拡充するとともに、維持管理や更新等に対して十分な財政措置を講じること。

新規（和34）

議案第5号 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について

1. 発生確率が今後30年間で70～80%と切迫性の高い南海トラフ巨大地震や、連動して発生する可能性がある直下型地震などの大規模地震や各種災害に対応する諸施策を推進するため、国土強靱化基本計画に基づき、既存建築物の耐震化・不燃化等、安全対策促進に関するハード・ソフト両面における一層の財政措置を講じるとともに、臨時情報発表時に避難所の確保を市町村が行うとされているが、その運営に係る財源も早期に確保すること。また、次の事項について特段の措置を講じること。
R5秋～102（大2、和35）
- (1) 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用については、同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。
R5秋～116・113（京27、和35）
- (2) 被災者生活再建支援法の適用基準については、「損害割合が30%未満の半壊・準半壊・一部損壊」「床上浸水」などの世帯についても対象とすること。
R5秋～116・113（京27）
- (3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を着実に推進し、洪水浸水想定区域等の区域内にある消防署の移転に加え、防災拠点施設である消防本部等の移転についても対象とすること。
R5秋～116・113（京27）
- (4) 小規模河川等の内水対策（河道掘削・排水ポンプ設置及び改修・排水ポンプ車増車など）について、早期対応・支援を行うこと。
R5秋～116・113（京27）
- (5) 全国各地で多発する局地的豪雨は、短時間で大量の雨が降ることからその被害は甚大かつ深刻なものとなっており、河川改修や天井川の切り下げ工事の促進はもとより、流域での貯留・浸透対策等の総合治水対策の早急な対応が必要であり、国庫補助制度の採択要件の緩和・拡充等の財源確保や民間事業者が行う場合の税制上の優遇措置の適用対象の要件緩和を行うこと。**R5秋～116（京27）**
- (6) 上流域からの流木や土砂の流出を防止する堰堤築造などの砂防事業・治山事業推進のため、国庫補助事業枠の拡大や採択要件の緩和を行うこと。
R5秋～116・113（京27）
- (7) 土砂災害警戒区域指定の手続きの簡素化や調査・事務作業にあたる自治体への支援の拡充、及び土砂災害特別警戒区域に指定された区域内の居宅を建て替える際の移転に関する支援制度を拡充すること。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域におけるハード対策を計画的に実施すること。
R5秋～116・113（京27、奈50）
- (8) 特別警戒区域外にある農地を転用する場合には、農地法の転用許可の緩和を図ること。
R5秋～116・113（京27）
- (9) 地域防災計画の見直し、ハザードマップの整備、防災拠点施設の整備、防災行政無線等の防災対策整備について十分な財政措置を講じるとともに、大規模災害時に強い情報通信基盤の整備を図ること。
R5秋～106（京27、和35）
- (10) 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により実施される防災工事等について、自治体や地元管理者の負担を軽減するため、国による十分な財政支援及び技術者等の人的支援を行うとともに、国庫補助事業の採択要件を拡充すること。
R5秋～102（京27）
- (11) 災害の発生が予測される段階における広域避難や避難のための居住者等の運送は、事前に他の地方公共団体等と締結した協定等に基づき実施することとなったが、市町村独自で協定の相手方を見つけることは困難な場合もあることから、円滑かつ迅速な広域避難を実施するためにも、総合調整を図ること。
R5秋～116・113（京27）
- (12) 日本海側の原子力発電所に大きな影響を与える地震及び津波に関する被害想定調査を早急に実施し、自治体の行う津波災害対策に財政支援を講じること。加えて、太平洋側を中心とした大規模災害が発生した場合におけるリダンダンシー機能を充実させるため、日本海側にエネルギー基地としての機能も持つ防災拠点港を整備すること。
R5秋～116（京28・29）
- (13) 津波・高潮の被害を確実に防ぐため、防潮（波）堤・防潮水門及び護岸の整備について、更なる予算の確保と、早急な整備等を講じること。
R5秋～103（和35）
- (14) 消防団員の安全確保や機動力強化を図る装備等の充実、消防車両、消防防災水利施設の整備に係る財政措置を拡充すること。
R5秋～122（和35）
- (15) 令和7年度の事業実施分までとされている「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」、また令和6年度の事業実施分までとされている「緊急浚渫推進事業債」及び「過疎対策事業債」の措置期間延長・恒久化、対象事業の拡充及び総額の増額を図ること。
R5秋～116（滋11、京27、和35、兵17）
- (16) 計画規模を超える降雨や局地的豪雨による河川等の氾濫、洪水から住民を守るため「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の下、内水対策の抜本的な強化を図り、老朽化した井堰や護岸の整備・全面改築など、抜本的な治水対策を促進するための十分な予算確保と総合的な対策を

図ること。また、自治体を実施する雨水貯留浸透施設及び防災調整池の維持管理や、農業用ため池への洪水調整機能の付与・増進、低水管理の運営も含めた財政措置を講じること。

R5秋～116・113（奈51、和35）

- (17) 公立学校・幼稚園・認定こども園施設の耐震化を推進するため、防災機能強化事業の延長・空調設置工事等の大規模改造事業の補助率・補助単価の引き上げ等事業費を充実させるとともに、事業量に見合った予算を確保すること。また、トイレ改修やLED照明への更新等に係る事業を計画的に実施できるよう十分な予算額を確保すること。加えて、既存のごみ焼却炉の撤去等、耐震化以外の学校施設等の整備や改修についても、児童生徒の安全を守る立場から必要な財政支援を行うこと。

R5秋～106（京10、和35）

- (18) 中小企業強靱化法に定める中小企業等への補助金支援について、工場棟等の耐震化費用を補助対象とすること。

R5秋～128（京36）

- (19) 桂川・宇治川・木津川流域及び由良川流域において、近年甚大な被害が生じており、これら河川の溢水・氾濫防止のための堤防強化・樋門整備・河道掘削等並びに小規模河川等の内水対策について、早期対応・支援を行うこと。また、上流ダム群の連携した運用等により下流域の洪水調整を図ること。

R5秋～119（京27）

- (20) 災害が頻発、激甚化する近年、自治体の置かれている状況を踏まえ、災害復旧事業の国庫負担金に係る予算の標準的な復旧進捗について柔軟な対応を行うこと。併せて、国庫負担を除く地方負担分に対する財政措置を拡充すること。

R5秋～127（京27）

2. 東北地方太平洋沖地震による原子力発電所の事故発生を踏まえ、周辺住民の安全・安心確保が不可欠であるため、次の事項について特段の措置を講じること。

R5秋～116（滋12、京29）

- (1) 原子力発電所については、順次、再稼働が進められている。国においては原則40年、最長60年とされる運転期間について、特定の理由による停止期間を除くことで、事実上60年超の運転が可能とされた。国は、今後における再稼働や運転延長において、周辺部を含めた関係自治体と住民に対し、審査内容、エネルギー政策、緊急時対応等について十分な説明を行い、その理解を得てから国の責任において判断を行うこと。また、原子力防災学習会等による住民への防災意識の普及啓発、小中高の各学校における原子力防災教育の充実や避難訓練等の実施など、国が主導して積極的に地域防災力向上のための仕組みを設けること。

R5秋～116（滋12）

- (2) 「緊急時防護措置を準備する区域」(UPZ)における住民の避難先や避難に必要な各種交通手段の確保と避難経路となる主要幹線道路や港湾施設等のインフラ整備による避難対策、モニタリングカーの追加配備等によるモニタリング体制の強化、避難退域時検査場所の整備や確保、通報体制等の整備、デジタル技術を活用したシステムの構築など、原子力防災対策には国が主体となって取り組み、最大限の支援措置を講じること。併せて、原子力事業者と自治体との安全協定の締結を義務付けるなど原子力災害対策特別措置法等の改正を行うとともに、安全協定については、UPZ圏内の周辺自治体の事前了解を必要とする協定が締結されるよう電力事業者に働きかけること。さらに、広域避難の受入自治体に対しても、避難住民の受入に即応的な態勢が図れるよう、TV会議システムの導入等通信設備網の整備、避難所運営物資の備蓄拡充に係る財源対策を講じること。また、原子力発電所に近接する自治体においても、適切な財源対策を講じること。なお現在、原子力防災対策として府県に交付されている交付金について、より市町村の実態に即した交付金とするべく、UPZ圏内市町村を対象とした直接交付制度とすること。

R5秋～116（滋12、京29）

- (3) 瓦礫や土地の放射能汚染に関し、迅速に除染するための研究を進め、特に湖や河川など水源に被害が及んだ場合を想定した効果的な対策を早急に検討し、実施方策を確立すること。また、高レベル放射性廃棄物処分場を早期に建設し、不要に蓄積される廃棄物に対する住民の不安を払拭すること。

R5秋～117（滋12）

- (4) UPZ圏外であっても、地域防災計画を策定している自治体については、UPZ圏内に準じた措置を講じるとともに、UPZ圏外における緊急時モニタリングなどを行う国の体制を早急に整備すること。

R5秋～118（京29）

- (5) 地域の実情を踏まえたUPZ圏内における安定ヨウ素剤の配布方法及び体制、服用事故や副作用等の責任の明確化について検討を行うとともに、服用の必要性や副作用について国民に周知すること。また、医療従事者、特に医師不足が深刻である地域における安定ヨウ素剤の迅速かつ的確な配布体制を確立すること。さらに、住民への情報伝達手段や原子力防護資機材、及び感染症拡大防止資機材について、早急に適切な財源対策を講じること。

R5秋～123（京29）

- (6) 複合災害など不測の事態に備え、陸・海・空路など、具体的な避難手段の確保や災害時の道路啓開などの支援を講じること。また、早急に脆弱な避難道路の改良、拡幅、バイパス化、延長などの

インフラ整備の促進を図るとともに、自治体が行うインフラ整備に対し、更なる財政支援を行うこと。
R5秋～123（京29）

- (7) 建て替えを含む新たな原子力発電所等の開発・建設に際して、同意を求める自治体の範囲や関与のあり方など、包括的な法的枠組みを整備すること。P A Z 区域を有し、住民避難訓練など立地自治体と同様の対策を講じている自治体に法令上の「同意権」を付与すること。**R5秋～123（京29）**
- (8) 避難に活用できるバスを全国から確保するとともに、運転要員についても広域的な動員体制を構築すること。また、避難行動要支援者の避難用福祉車両の確保・整備や要員の確保について、財政措置も含め、特段の支援を講じること。**R5秋～116（京29）**

3. 再生可能エネルギーの利用拡大等について、次の対策を講じること。

- (1) 太陽光発電施設の設置については、自然環境、景観、生活環境、防災の観点から、法整備等の措置を行うこと。**R5秋～128（京30）**
- (2) 太陽光発電施設の安全性を確保するため、設置基準や施工管理に関する開発基準等を整備すること。**R5秋～128（京30）**
- (3) 太陽光発電事業終了時の設備の放置・不法投棄を防止するため、F I T 法計画認定以外の発電事業者を含め、太陽光パネル等の撤去及び処分が適切に行われる仕組みを作ること。**R5秋～128（京30）**
- (4) リユース太陽光パネルを用いた発電設備の導入について、国の補助金・交付金・事業債等の対象要件とすること。**新規（京30）**
- (5) 電力系統にF I T制度未使用の余剰電力を受け入れるシステムを構築すること。併せて、更なる蓄電池設置を促進する施策を講じること。**新規（京30）**
- (6) バイオマス利活用施設への交付税措置のある新たな地方債を創設すること。**R5秋～112（京30）**
- (7) バイオガス発電について、収集から処理に係る費用の交付税措置などランニングコストへの支援を行うこと。**R5秋～112（京30）**

4. 通学路及び生活道路の交通安全対策に対する更なる支援を促進すること。

R5秋～R3秋・R2秋・127（京21）

議案第6号 生活環境の整備促進、地域経済の振興等について

1. 地球温暖化対策を着実に推進するため、次の措置を講じること。

- (1) 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」「脱炭素社会」の実現に向けた国の「地球温暖化対策計画」と「エネルギー基本計画」に基づき、電力の安定供給確保を含めた再生可能エネルギーの主力電源化と建築物の省エネルギー性能の向上を加速させる具体的な地域支援対策を早急に講じるとともに、国と地方の連携・役割分担により、法規制・義務化や革新的技術の開発など、長期的・戦略的な取り組みを行い、パリ協定の目標達成に向けた積極的支援策を打ち出すこと。併せて脱炭素先行地域だけでなく、自治体が地域の実情に応じ取り組む多様な再生エネルギー・省エネルギー事業に対して柔軟に財政支援を行うこと。また、ゼロエミッション車(ZEV)を中心とする電動車の普及促進に向け、商用車の電動化や、蓄電池の性能向上及び低価格化に一層の研究開発を進めること。

R5秋～126 (京31、大6)

- (2) 環境に関わる全ての数値情報等を簡単に入手可能となるよう、国において情報集約のうね基盤を整備するとともに、人的支援及び財政支援を確実に実施すること。

R5秋～118 (京31)

- (3) バイオディーゼル燃料の利用を推進するため、軽油混合時の軽油引取税の免税を行うとともに原料となる廃食用油等の回収に取り組む自治体や事業者に対する支援を行うこと。

R5秋～116 (京31)

- (4) 地球温暖化防止対策を促進するため自治体が行う他国友好都市などとの連携や技術支援活動に対する支援も行うこと。

R5秋～122 (京31)

- (5) 脱炭素社会の実現に向け、クリーンエネルギー自動車の充電インフラ導入補助事業において、補助金申請における柔軟な対応ができるよう改善を図ること。

新規 (和36)

2. 企業の既存拠点の高度化・集約化のための産業用地確保、地方データセンター拠点整備の推進を図るため、次の措置を講じること。

- (1) 企業立地のニーズが高い地域において土地利用に係る諸制度を市が主体的かつ弾力的に運用できるよう、国のワンストップ対応窓口を設置すること。

- (2) 企業誘致事業に対する固定資産税の減収補填措置のみならず、物価上昇に伴う資材高騰等影響を考慮し、企業用地・事業用地の造成や整備、また、アクセス道路の整備・維持や誘致企業に対する助成等の優遇策に対して財政支援の充実を図ること。

- (3) 地方データセンター拠点などの推進を図るための自治体支援やインフラ整備を進めること。

R5秋～107 (滋13、和37)

3. 鳥獣被害防止総合対策交付金(緊急捕獲活動支援事業)について、十分な財政措置を講じること。

さらに、狩猟者が減少し、負担が増加する中、効率的・効果的に捕獲を進めるため、ICTによる捕獲のスマート化が必要であり、関連機器の利用促進及び通信費等、維持管理に係る財政支援及びシステム整備を図ること。また、増加している生活環境の被害対策のため、農地以外に活用できるよう既存の補助事業の拡充等による財政支援を行うこと。加えて野生イノシシの豚熱感染拡大防止を図るための消毒等の防疫措置に係る財政支援等の条件緩和を図ること。

R5秋～116 (京35、和38、兵18)

4. 強風や豪雨による自然災害が原因で、桃のせん孔細菌病が多発し、収穫期を迎えた果実に甚大な被害を及ぼすことから、特効農薬と耐病性のある品種の早期育成について、積極的に開発するなど対策を講じること。また、クビアカツヤカミキリのまん延防止のため、総合的な防除対策の確立と産地への支援策の強化を図ること。

R5秋～124 (和39)

5. 廃棄物処理対策について、次の措置を講じること。

- (1) リチウムイオン電池を含む電子機器を廃棄する際に、メーカーや販売事業者から引取義務やメーカーへのリチウムイオン電池を容易に分離できる設計の義務づけを課す等の当該廃棄物を安全かつ適正に処理する制度を法制化すること。

R5秋～112 (京34)

- (2) 安全で安定した廃棄物処理を行うため、一般廃棄物処理施設の整備、更新及び改修等について、必要な財政措置を講じること。

R5秋～112 (京34、和40)

- (3) 過疎自治体に対しては、過疎地域特有の立地、地域の特性や一般廃棄物処理施設の整備費用が著しく高騰している状況等を踏まえ、安定的かつ確実に施設の整備、更新及び改修等を推進できるよう、抜本的な補助要件の緩和や補助率の引き上げ等を図るとともに、過疎対策事業債の特別分創設

- など優先的かつ柔軟な拡充配分がなされるよう、必要な財政措置を講じること。 **新規（京34）**
- (4) 海岸漂着ごみ(台風災害等を含む。)の回収・処理及び処理施設整備についても、必要な財政措置を講じるとともに、国外からの漂着物については、その根絶に向け実効性のある対策をとるよう関係国に強く要請すること。 **R5秋～112（京34）**
- (5) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、拡大生産者責任を明確にして発生抑制・再利用を優先させる仕組みが推進されるよう、法制化を含めて、デポジット制度を導入すること。 **R5秋～112（京34）**
- (6) 飲料用容器等の規格化を進めるなど、製造・販売業者によるリターナブル容器の生産・流通・回収等を促進するシステムを構築すること。 **R5秋～112（京34）**
- (7) デポジット制度やリターナブル容器の流通を実効ある仕組みとするため、市区町村が負担している収集運搬及び圧縮・梱包等の中間処理に関わる経費について、生産・流通業者に一定の負担を課す仕組みを構築すること。 **R5秋～112（京34）**
- (8) 家電リサイクルの費用徴収について、廃家電の不法投棄防止及びリサイクルの一層の促進を図る為、販売時費用回収方式(前払い式)又は、製品価格上乗せ(内部化)を実施すること。 **R5秋～112（京34、和40）**
- (9) 不法投棄監視パトロールについて助成を行うこと。 **R5秋～112（京34）**
- (10) プラごみ分別回収拡大について、プラスチック資源として一括回収の指針が示されているが、市町村が負担している収集運搬費や中間処理に関わる経費の拡大がないように、生産・流通業者に一定の負担を課す仕組みを構築すること。 **R5秋～112（京34）**
- (11) 廃棄物処理施設について、循環型社会形成推進交付金の予算確保により制度の安定化を図るとともに、施設の解体工事については、解体後にその他の廃棄物処理施設を整備するといった跡地利用がなければならぬことから、全ての解体工事が交付対象となるよう必要な制度の拡充を図ること。 **R5秋～112（和40）**
- (12) 低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物について、処理体制の充実・多様化を図るとともに、処理費用等に対する助成制度を創設すること。 **R5秋～117（和40）**
6. 市民生活の安全・安心を確保するための防犯灯や防犯カメラの整備・管理について、自治体の負担軽減が図られるよう新たな補助制度の創設や財政措置を講じること。 **R5秋・130（和41）**
7. 消費者行政に対する支援について、次の措置を講じること。
- (1) 市民が安心して消費生活相談ができるよう専門相談員等を任用するなど、地方消費者行政強化交付金(推進事業)を自治体の消費者行政に対する恒久的な財政措置とするとともに活用期限を廃止すること。 **R5秋～117（京32、奈52、和42）**
- (2) 消費生活相談員が安心してデジタル関係のトラブル相談に対応できるよう、デジタル関係相談のスーパーバイザーを設置すること。 **新規（京32）**
- (3) 消費生活メール(LINE等の通信アプリを含む。)相談対応については、国あるいは国民生活センターにおいて一元化して実施すること。 **新規（京32）**
8. 橋梁・道路等の老朽化対策として、維持管理・更新に対する財政措置及び技術支援を図り、次の措置を講じること。
- (1) 橋梁・トンネル・舗装等の道路構造物等の維持更新・定期点検が円滑に実施できるよう、また、通学路をはじめとする生活道路等の整備も拡充できるよう、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助の財源の安定的な確保を図るとともに、従前どおり市道舗装修繕(舗装構成一層)に対し同交付金を充当すること。加えて、道路橋等点検業務化に対する地方負担の財政措置の拡充、及び点検の簡略化など負担軽減措置を講じること。さらに、「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の考え方にに基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする関連の予算確保や自治体の負担軽減等に係る国による一層の支援を図ること。 **R5秋～121（京21、奈53、和43、兵12）**
- (2) 学校施設の改築、老朽化対策・長寿命化及び特別に支援を要する児童生徒に対応する施設整備等について、財政支援の充実とともに、高断熱化・LED照明をはじめとする脱炭素化の取組に対する支援の拡充を図ること。また、長寿命化改良事業については新たに創設された予防改修事業建築年数要件の撤廃等含め、事業費補助及び補助単価の充実並びに柔軟な制度運用を図り、円滑な事業実施のための十分な財源を確保すること。加えて、学校施設の大規模改修等に関し、学校施設環境改善交付金における配分基礎額の見直しや、補助単価・補助率等の引上げ及び市立高等学校を含め

た公立高等学校を交付金対象施設として追加することなどの財政支援拡充と交付金の適切な予算措置と採択を行うこと。併せて、学校施設の統合等に係る公立学校施設整備費負担金事業の財政支援の拡充並びに要件緩和を行い、複数年度にわたる市全体の学校再編整備についても対象とすること。さらに、学校規模適正化等により統合する場合の学校(園)の土地・建物やその他の施設においても、財産処分については、補助事業完了後10年未満の場合に、その用途に関わりなく補助金の返還を要しないものとするよう、財産処分手続きの弾力化・簡素化及び国庫納付金免除範囲の拡大等の措置を講じること。

R5秋～121 (京10、大3、奈54、和43、兵6)

- (3) 小中一貫教育推進のため、校舎や屋内運動場を一体化するにあたり、既存の学校やその他公共施設を学校施設として改築・改修する場合の国庫補助率を引き上げること。また、今後さらに進む少子高齢化に対応した小中学校の適正配置を進めるにあたり、学校整備を地域住民の合意を得て進めるため、児童生徒数の増加による教室不足を基本とした現行制度から、学校統合に伴う校区の再編及び地域の実情に応じた施設整備が可能となるような制度への拡充並びに採択要件を緩和すること。加えて、35人学級の実現に向けて、既存の学校を改造・増築する場合の補助率の引上げや下限額の引下げなど補助制度の充実を図ること。

R5秋～121 (大3)

- (4) 公共施設等適正管理推進事業債について、現在交付税措置の対象となっていない除却事業についてもその措置がなされるよう財政支援の拡充を行うこと。

R5秋～121 (奈55)

- (5) インフラ長寿命化による農道橋及び林道橋点検に対する、地方負担の財政措置の拡充を講じること。

R5秋・130 (奈56)

- (6) 「学校給食衛生管理基準」に基づく学校給食施設の新築・改築・設備及び備品の修繕・更新等に多額の経費を要する中、整備の支援メニューである学校施設環境改善交付金については、対象事業を拡充し、補助単価と基準面積を実態に合わせて改善するとともに、補正予算を含めた財源を十分に確保し、地方自治体の負担分について財政措置を講じること。

R5秋・130 (京10)

- (7) 学校施設の安全性を高め、改築や長寿命化を計画的に進めるための専門家の助言や派遣制度を創設すること。

R5秋・130 (京10)

9. 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた各種施策等については、国主体による着実な実施を進めるとともに、地域の実情や課題等に応じた適切なフォローアップを行うこと。また自治体の実施する日本語教室や各種相談、行政情報の多言語化等、多文化共生を推進する取組に対し、財政措置の拡充など更なる支援を行うこと。

R5秋～126 (京33)

10. 夜間中学校における外国人に対する日本語指導を含めた幅広い教育ニーズに対応するため、教職員体制の拡充を図ること。

R5秋～127 (兵5)

11. 自治体の実施した発掘調査で出土された土器等の遺物を保管する埋蔵文化財収蔵庫の慢性的不足を補うため、収蔵庫の建築・改修等に対する支援及び維持管理に対する財政措置を図ること。

R5秋～128 (和44)

12. 地域農業の担い手確保のため、新規就農支援対象者の独立・自営就農時年齢を原則 50 歳未満から 65 歳未満に引き上げること。

R5 秋～129 (奈 58)

13. 大規模自然災害による被災自治体における災害廃棄物の処理について、次の措置を応じること。

R5 秋 (和45)

- (1) 大量の廃棄物が発生するため、広域処理体制の整備等を図るとともに、処理費用の負担を軽減するため、国の予算を確保すること。

R5秋 (和45)

- (2) 被災した事業者による災害廃棄物処理に対する国の支援制度を確立すること。

R5秋 (和45)

- (3) 事業活動により生じたものではないため、一般廃棄物に区分される産業廃棄物についても、そのまま産業廃棄物とすること。

R5秋 (和45)

14. 災害救助法が適用された地域において被災した中小企業者・農業者に対して、被害を受けた事業用資産・農業用設備の原状回復等、事業継続に必要な費用について、国から直接補助を行う制度を創設すること。

R5秋 (和46)

15. 携帯電話の電波が圏外となる空白エリアが山間部を中心に存在しており、日常生活や観光地での危機管理や安全対策を行うためにも、電波改善とともに、全ての携帯電話が利用できるように、携

帯電話事業者に対して支援策や改善を求めて、通話エリアにおける空白地帯の解消を図ること。

新規（奈77）

16. 老朽化に伴う火葬場の更新に係る助成制度の創設を図ること。

新規（和47）

17. ウイズ・ポストコロナに係る地域経済等について

(1) 原油価格・物価高騰等の世界情勢の不安定化により事業者によっては危機的状況が継続していることから、引き続き一層の支援施策を講じること。また、融資返済の据置期間満了後の倒産を防ぐため、無利子・無担保融資をはじめ、新型コロナウイルス感染症を契機に創設された融資制度等に関する新たな借換保証制度について当面の間は継続するとともに、同制度の利用要件を満たさない事業者についても、返済期間の延長等の条件変更について、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応がとられるよう徹底すること。加えて、既往債務の条件変更に伴う信用保証料に対する補助を実施すること。

R5秋～128（京36）

(2) 「都市集中型社会」から「地方分散型社会」への転換を図り、国として感染症に対応できる未来型の持続可能な経済システムを構築するため、国内で代替生産を行う企業等への支援制度の創設や、感染症リスクの低い地方都市をターゲットに、国内自給率を高めるための農業振興及び生産現場の国内回帰の推進や、アフターコロナにおける企業の新たな拠点等の進出を推進すること。

R5秋～R2秋（京36）

(3) 全国的に長期的な人口減少、出生数・出生率の低下が進む中、コロナ禍の多大な影響が3年以上継続し、この間、このための社会経済対策などが最優先されてきた。さらにエネルギー・材料等高騰による影響も加わり、地方の活力低下が懸念されている。これらを打破し、地方創生を本格的に実施するにあたり、この間の多大な災害的な影響を少しでも緩和・解消するため、過疎対策事業債の抜本的拡充を行うとともに、全国大半の合併自治体にとって近く終了を迎える合併特例債後の継続的な財源確保策の創設等を図ること。

R5秋・130（京36）

(4) 国内造船企業が持続的に維持・発展していけるよう、各企業が行う設備投資や新たな事業展開への支援、海運企業の国内調達比率増加の推進、官公庁船の新たな発注方式の導入等、必要な施策に取り組むこと。

R5秋～R2秋（京36）

(5) 観光振興に関して、観光事業者の保護や人材確保及び育成のための施策を講じること。

R5秋～R2秋（京36）

(6) 外航クルーズが再開し、国際フェリーの再開を目指す中において、港からの外国人観光客受入環境強化のために旅客ターミナルの機能向上を促進すること。また、国内外プロモーション、船社招聘事業及び乗客船へのPR等、港を活用した交流人口の回復、増大に向けた取組への支援を実施すること。

R5秋～R2秋（京36）

(7) 燃料・電力費をはじめとした物価高や、運行や整備等に係る委託料などの人件費の高騰など厳しい経営環境にある地域公共交通の持続可能な運営に向けて必要な支援を継続して行うとともに、経営が悪化した公共交通事業者に対し、地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度を拡充する等、財政支援を図ること。

R5秋～R2秋（京23、和48）

(8) 米消費の減少による米価下落に対して、米穀の需給と価格の安定を確保するため、生産調整の推進及び備蓄米の機動的な運営施策を講じるとともに、水田の有効活用による自給率向上も視野に主食用米の需要拡大と米粉用米や飼料用米等の生産・利用拡大について積極的な施策を講じること。

R5秋～129（京36）

(9) アフターコロナにおける原油価格・物価高騰からの経済及び社会活動の復興のため、国家財政の出動の在り方、将来に向けた財政政策の機能・運営や財政管理の在り方の評価とともに、成長と分配を安定的に行えるマクロ政策的な目標等について総合的に検討と必要な見直しを加え、「財政赤字累積への社会的不安の解消」と「財政機能を十全・持続的に活用した本格的な成長と分配」を実現すること。

R5秋～129（京36）

(10) 物価の高騰等、企業のコスト上昇が続く中、適切な価格転嫁が行えるよう、監視を行う公正取引委員会等の機能強化と合わせて、消費者、企業、全てが適正な価格転嫁を受容する環境づくりを推進すること。

R5秋・130（京36）

(11) 国内外の情勢の変化に伴う農業資材、燃油、肥料、飼料などの価格高騰により、農業者が多大な負担を強いられており、経営困難な状況が続いている。将来にわたり国民に良質な農産物を安定的に供給するために、それらの価格高騰に対する農業者への支援に関して、農機具等の燃料や畜産の飼料については財政支援などの対策を継続的に講じるとともに、国のセーフティネット制度による支援のない肥料や資材については、支援制度を創設すること。

R5秋・130（京36）

(12) 需要と供給により相場が形成される農畜水産物は、生産コストが販売価格に反映されにくいいため、生産資材などコスト上昇分を販売価格に転嫁できる仕組みの構築を図ること。また、農業者が経営努力により行うコスト削減額を上回る費用負担額の増大が続き、営農意欲の低下による離農や耕作放棄地の増大により、地域経済を支える農業経営の維持が困難となってきたため、農業者が営農意欲を損なうことなく持続的に取り組めるよう需給及び価格の安定対策等、既存の補助事業の拡充等による財政支援を行うこと。

R5秋・130（京36）

(13) 5類移行後も引き続き注視が必要となる新型コロナウイルス感染症及び物価高騰による影響を踏まえ、経済・雇用対策及び市民生活の支援について、切れ目なく円滑かつ迅速に地域の実情に応じて実施するにあたり、確実な財源保障が行われるよう、財政的な支援を図ること。

R5秋～128（兵3）

(14) 物価高騰対策等の実施にあたっては、各自治体の創意工夫に任せるだけでなく、国の責任において、画一的な支援を行うこと。また、事業の実施における自治体の実情を把握した上で、迅速かつ後戻りのない情報提供をすること。

R5秋・130（兵3）

(15) 令和4年度に内閣官房が公募・実施するウイズコロナ時代を見据えた下水サーベイランスの技術実証・導入事業が実施されたが、今後については、国の所管組織や財政的支援について不透明な状況であり、財政確保に苦慮しているため、省庁における所管の速やかな決定と早急な国の支援充実を行うこと。

R5秋・130（兵3）